

宮城県農業再生協議会
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち
実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業 業務方法書

令和3年2月18日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、宮城県農業再生協議会（以下「宮城県協議会」という。）が行う新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱（令和3年1月29日付け2政統第1914号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要領（令和3年1月29日付け2政統第1961号農林水産省政策統括官通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

第2条 宮城県協議会は、国内外の新たな需要に対応するため、産地と実需者の結びつきを強化し、両者の連携に基づいた、実需者ニーズに応じた米や高収益作物等の生産及び需要の更なる創出・拡大に向け、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業を公正、適正かつ効率的に運営するものとする。

- 2 宮城県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、低コスト生産等支援事業を行う宮城県内の地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）に対し、低コスト生産等支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

第2章 実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業の実施

(低コスト生産等に係る取組計画書の作成)

第3条 低コスト生産等支援事業により低コスト生産等に係る取組を行おうとする実施要領別記1の第7の1に該当する者（以下「助成対象者」という。）は、その住所地を管轄する地域協議会の長（以下「地域協議会の長」という。）に対し、低コスト生産等に係る取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、計画に基づく取組を実施することを誓約するものとする。

- 2 取組計画書は、実施要領別記1の第7の5の（2）に定める様式第5号を参考に作成し、地域協議会の長に提出するものとする。

- 3 地域協議会の長は、その管轄する地域の助成対象者の取組計画書を踏まえ、実施要領別記1の第7の5の(3)の規定に基づき水田リノベーション産地・実需協働プラン(以下「水田リノベーションプラン」という。)を作成し、様式第1号により宮城県協議会の長(以下「宮城県協議会長」という。)に対し承認申請を行うものとする。
- 4 宮城県協議会長は、実施要領別記1の第4の1に定めるところにより宮城県取組計画書を作成し、東北農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。
- 5 宮城県協議会長は、前項の承認があった場合には、様式第2号により地域協議会の長に対し、水田リノベーションプランの承認を行うものとする。
- 6 水田リノベーションプラン及び宮城県取組計画書の変更を行う場合は、第3項から第5項までに準じた手続を行うものとする。

(新市場開拓に向けた水田リノベーション事業のうち実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業に係る補助金の申請・請求及び支払)

- 第4条 地域協議会の長は、様式第3号により、宮城県協議会長に補助金の交付を申請するものとする。
- 2 宮城県協議会長は、前項により各地域協議会から申請のあった内容を審査し、適正であると認めた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付要綱第5の1の規定に基づき、東北農政局長が定める日までに交付申請を行うものとする。
 - 3 宮城県協議会長は、東北農政局長からの交付決定の通知を受けたときには、速やかに第1項により補助金の交付申請を行った地域協議会の長に対し、様式第4号により交付決定の通知を行うものとする。
 - 4 地域協議会の長は、補助金の支払を受けようとするときは、宮城県協議会長に対し、様式第5号により概算払請求又は請求を行うものとする。
 - 5 宮城県協議会長は、地域協議会への補助金を支払うため、東北農政局長に対し概算払請求を行うことができるものとする。
 - 6 宮城県協議会長は、第4項により各地域協議会から請求のあった内容を審査し、適正であると認めた場合にはこれを取りまとめ、必要な経費について交付要綱第12の規定に基づき、東北農政局長に対し概算払請求を行うものとする。
 - 7 宮城県協議会長は、東北農政局長より概算払を受けたときは、速やかに第4項の補助金の請求を行った地域協議会の長に対し支払を行うとともに、様式第6号により通知するものとする。
 - 8 地域協議会の長は、助成対象者に助成を行おうとする場合は、予め対象作物の作付面積や作付状況、取組状況等について原則として現地確認や証拠書類の確認等を実施した上で助成するものとし、様式第7号により助成対象者に通知するものとする。なお、地域協議会の長は助成対象者への助成に当たって、助成対象者から様式第8号を参考に口座情報の提供を受けるものとする。また、地域協議会の長は助成対象者が助成金の受領の権限を代理の者に委任する場合、助成対象者から提出された委任状及び口座情報に基づき、代理の者に助成金を支払うことができるものとし、助成対象者から様式第8号の2を参考に当該委任状及び口座情報の提供を受けるものとする。

(補助金の返還)

- 第5条 地域協議会の長は、実施要領別記1の第7の8の(2)に規定する返還事由が生じた場合には、速やかに状況を記載した書類を宮城県協議会長に提出し、その指示を受けなくてはな

らない。

- 2 宮城県協議会長は、前項により地域協議会の長から提出のあった内容について、確認・精査し、速やかに返還されるべき補助金の額に相当する金額を返還させなければならない。ただし、実施要領別記1の第7の8の(3)にあっては、この限りでない。
- 3 宮城県協議会長は、地域協議会が実施要綱、交付要綱若しくは実施要領若しくは適正化法及び適正化法に基づく命令等の法令に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、宮城県協議会長は、違反等の内容、返還の額及び返還の期日を記載した書面を地域協議会の長に送付しなければならない。
- 4 前項の補助金の返還を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を宮城県協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会の長は、宮城県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会の長は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに宮城県協議会長に提出しなければならない。
- 5 宮城県協議会長は、前項の期日の延期を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときはこれを認め、改めて返還の期日を記載した書面を地域協議会の長に送付するものとする。
- 6 宮城県協議会長は、地域協議会が第3項の返還を期日(前項の規定により期日の延長を行った場合)にあってはその期日、期日の延長を認めなかった場合にあっては第3項の期日に第4項の書面を宮城県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日)を経過してもなお返還しない場合には、当該地域協議会への補助金の交付を取り消すものとする。また、宮城県協議会長は、東北農政局長からその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示内容について総会の議決を得なければならない。

第3章 資金の管理

(資金の管理)

- 第6条 宮城県協議会は、補助金の交付については、実施要領第5の1の規定に基づき、他対策等と区分管理し、宮城県協議会が定めた「水田リノベーション事業勘定」から行わなければならない。当該勘定の資金を当該補助金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 2 宮城県協議会は、前項の資金を仙台農業協同組合上杉支店普通貯金により管理する。

第4章 報告

(事業遅延の報告)

- 第7条 地域協議会の長は、低コスト生産等支援事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は低コスト生産等支援事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第9号により事業遅延届けを宮城県協議会長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 宮城県協議会長は、前項の報告があった場合、速やかに交付要綱第13の規定に基づき低コスト生産等支援事業が予定の期間内に完了しない理由又は低コスト生産等支援事業の遂行が困難となった理由及び低コスト生産等支援事業の遂行状況を記載した書類を東北農政局長に提出し、その指示を受けるものとする。

(事業実績報告)

- 第8条 地域協議会の長は、低コスト生産等に係る取組計画書に基づく助成の実績を様式第10号により作成し、事業を完了した日から一月を経過した日、もしくは補助金の交付決定に係る年度の3月31日までに宮城県協議会長に報告するものとする。
- 2 宮城県協議会長は、前項による地域協議会の長からの報告の内容を審査し、適正であると認めた場合には、補助金の額を確定し、様式第11号により地域協議会の長に通知するものとする。
 - 3 宮城県協議会長は、第1項による各地域協議会の長からの報告を取りまとめ、交付要綱第15の1の規定に基づき、東北農政局長に報告するものとする。

(低コスト生産等の取組の実施状況報告)

- 第9条 助成対象者は、実施要領別記1の第7の6の(1)に定める様式第6号を参考に、低コスト生産等に係る取組計画書に基づく取組の実施状況を取りまとめ、地域協議会の長が定める日までに、地域協議会の長に報告するものとする。
- 2 地域協議会の長は、実施要領別記1の第7の6の(2)の規定に基づき、実施状況報告書を作成し、事業実施年度の2月28日までに宮城県協議会長に提出するものとする。
 - 3 宮城県協議会長は、実施要領別記1の第7の6の(3)の規定に基づき、事業実施状況報告書を作成し、事業終了年度末までに東北農政局長に提出するものとする。

第5章 雑 則

(帳簿の備付け等)

- 第10条 地域協議会は、低コスト生産等支援事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類について、補助金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- 2 宮城県協議会長は、必要に応じて、地域協議会に対し、補助金に係る経理内容を調査し、宮城県協議会への補助金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

- 第11条 本業務方法書に定めるもののほか、低コスト生産等支援事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて東北農政局長の承認を受け宮城県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、東北農政局長の承認のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この業務方法書の承認前において、助成対象者が、地域協議会の長に対し行った、低コスト生産等に係る取組計画書に基づく取組を実施する誓約は、第3条第1項の規定により行われた誓約とみなす。
- 3 この業務方法書の承認前において、助成対象者が作成し、地域協議会の長に提出した低コスト生産等に係る取組計画書は、第3条第2項の規定の例により作成・提出されたものとみなす。

- 4 この業務方法書の承認前において、地域協議会の長が作成し、宮城県協議会長に提出した水田リノベーションプランは、第3条第3項の規定により作成・提出されたものとみなす。
- 5 この業務方法書の承認前において、宮城県協議会長が作成した宮城県取組計画書は、第3条第4項の規定により作成されたものとみなす。